

京都市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年8月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中「人材育成政策監」の右に「, 監察監」を, 「\、\、理事」の右に「, 行財政局統括監察員」を加える。

附 則

この訓令は, 平成25年9月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)